

第27回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月29日(金) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(9名)

会長	9番	安原 義之		
会長職務代理者	16番	市川 政一		
委員	2番	東條 進	4番	加藤 謙太郎
	6番	荒川 美子	8番	丸山 嘉之
	12番	斎木 壽次	14番	霜鳥 勝範
	15番	生井 一広		

4. 欠席委員	1番	渡邊 春男	3番	尾島 和幸
	5番	丸山 善明	7番	宮尾 俊一
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭
	13番	山川 政明	17番	尾崎 香

5. 提出議題

報告第24号 3月分許可状況について
報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第26号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第27号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について
報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第26号 農用地利用集積計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也	次長 西澤 明夫
係長 宮下 桂子	主査 竹田 由之

7. 会議の概要

事務局長 総会に入る前に加藤委員さんより、ご挨拶がございますのでお願いいたします。

4番 お時間をお借りいたしまして、このたび私事だったのですが、皆様より多分なるお見舞いを頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

事務局長 4月1日付けの人事異動に伴い、新たに事務局職員となった宮下係長より自己紹介させていただきます。

〈係長 自己紹介〉

なお、私、吉越、西澤次長、竹田主査はこれまで通りです。引き続きお世話になりますが、よろしく申し上げます。

事務局長 本日の出席委員の報告をします。
只今の出席委員は、9名であり、在任する委員、17名の過半数が出席しております。それでは、安原会長、お願いします。

会 長 ご苦労様でございます。
コロナウイルスの関係で、生活環境も変わるような事態になってしまいました。
先日、10万円の給付金をいただきまして、これは是非使いたいなと思っているのですが、バンコクの友達から電話がありまして、バンコクでも給付があったそうです。日本円に換算すると1万5千円ほどだったそうです。バンコクでの1か月の給与が2万円程度ですから、日本と比べるとかなり高い支給だったとお聞きしました。
こちらでは、ほとんど田植えが終了している状況ですが、私のところは、まだ終わっていないところもありますが、先が見えてきたといった状況であります。
ようやく、6月農業会議の総会が行われます。新型コロナウイルスに関わる本県の農業支援の概要のお話があるかと思いますが、お聞きしたのち、皆様にご報告させていただきます。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第27回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。4番の加藤 謙太郎 委員、6番の荒川 美子 委員、よろしく申し上げます。
本日の報告事項については5件、議案については、3件です。
公正かつ厳正なご審議をお願いします。

議 長 これより、議事に入ります。
まず、報告事項ですが、
・報告第24号 3月分許可状況について
・報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第26号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第27号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について
・報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
以上、報告事項5件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 1ページ、報告第24号 3月分許可状況について、をご覧ください。
令和2年3月に申請されましたものは、3条申請が2件、4条申請が2件、5条申請が

6件でした。5条申請のうち、1件は栗原地内における3,000㎡以上の転用、造成事業で、4月15日開催の新潟県農業会議の常設審議委員会の諮問を経ております。いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会の許可となっております。

次に、2ページ、報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。

4月に届出がありました合意解約は、2件です。

内容としては、解約後は、新たに他の方との貸借と自作となっており、不耕作はありません。

次に、3ページ、報告第26号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

4月につきましては、法務局からの農地の転用事実に関する照会が1件です。

内容については、昭和62年に車庫敷地として4条申請の転用許可を受けたもので、現在も引き続き車庫として利用されていることを地区担当委員さんと現地確認し、非農地と判断し、法務局へ回答しています。

次に、4ページ、報告第27号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について、です。

これは、転用面積が200㎡未満の所有地において、農業用の施設等を建築する場合は、「農地の転用の制限の例外」として、届出をすることにより、農地法第4条の転用許可が不要になるものです。

4月に届出のあったものは1件で、追認届出になります。

当該農業用作業所は、昭和53年に届出をせずに建築したもので、当時の不手際を反省し、この度、始末書とともに届出されたものです。

次に、5ページ、報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は11件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

会 長 議案第25号の1番についてですが、たくさんやられている方かと思いますが、この時期に他の方へととなっておりますが、何かその後出ておりますか。

事務局 確認しておきます。

議 長 無いようですので、報告事項5件については、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページ、7ページをご覧ください。

今月の許可申請は、5件です。

1番については、申請地は、大字姫川原地内、登記地目、田が2筆で285㎡、畑が3筆で703㎡、田畑合計5筆で登記地積合計988㎡であります。

位置図は資料No.3をご覧ください。

申請地は、譲受人と譲渡人の4人でそれぞれの持分割合で共有名義となっていて、現在、譲受人が実際に耕作している農地です。

譲渡人は、譲受人の伯父にあたり、高齢となったことから、これを機に実際に耕作管理している譲受人に、3人の所有持分を贈与により譲渡し、譲受人の単独所有としたいものです。

2番については、申請地は、大字姫川原地内、登記地目、田が20筆で登記地積7,932㎡、登記地目、畑が2筆で登記地積283㎡、田畑合計22筆で登記地積合計8,215㎡であります。明細は7ページをご覧ください。

位置図は資料No.3をご覧ください。

申請地は、これまで譲渡人が、それぞれの所有地を保全管理してきた農地であります。

このたび、それぞれの隣接農地を所有し耕作している譲受人が、経営規模拡大を図るため、隣接地で利便性の良い申請地を譲り受け、畑については今年から耕作し、田については来年以降に作付けができるように圃場を整備していきたいとのことから、双方で合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は、大字東四ツ屋新田地内、登記地目、田が1筆で登記地積770㎡であります。

位置図は資料No.4をご覧ください。

申請地は、現在、譲受人と譲渡人との間で利用権設定し、登記地目は田ですが、畑として耕作管理している農地であります。

譲渡人は、市外在住で、今後も耕作管理できないため、譲受人に相談したところ、譲受人としては自宅の隣接地で利便性がよいことから、このたび合意に至り、これを機に贈与により譲受人に譲り渡すものです。

4番については、申請地は、大字大鹿地内、登記地目、田が3筆で登記地積合計2,412㎡であります。

位置図は資料No.5をご覧ください。

申請地は、現在、譲受人と譲渡人との間で利用権設定し、譲受人が耕作管理している農地であります。

譲渡人は、労力もなく、今後も耕作管理できないため、譲受人に相談したところ、現在も耕作していて状況を熟知して利便性も高いことから、このたび合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

5番については、申請地は、工団町地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計46㎡であります。位置図は資料No.6をご覧ください。

申請地は、譲受人の所有農地の隣接地で、所有農地については、昨年の台風で被害を受けて今年は耕作できない状況であるということで、その隣にある申請地と一緒に来年の耕作に向け、圃場を整備し、所有農地と一体的に耕作管理したい意向を譲渡人に伝えたところ、このたび合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、5件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番、2番、4番、5番については、担当委員が欠席のため、今ほどの事務局の説明のみとします。
3番については、12番の斎木 壽次 委員より、お願いいたします。

12番 5月11日に事務局と現地確認を行いました。
申請地は、田ですが、畑作と保全管理となっており、状況も良好であります。
特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第24号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決
します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第24号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程しま
す。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、8ページ
をご覧ください。
今月の許可申請は5件です。

1番について、申請地は、美守2丁目地内、登記地目、田が1筆、登記地積64㎡です。
事業全体としては、隣接宅地を含めた81.09㎡です。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

申請地は、周辺を道路等に囲まれ、一団の農地から分断された農地であることから、2
種農地に該当するものと思われま。

譲受人は、隣接住宅と隣接宅地を購入したことから、住宅の隣接地を求めていたもので、
申請地は、最適地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、宅地拡張したうえで、カーポート1棟と付随するコンクリ
ート舗装及び冬季堆雪場として整備することを希望しています。

2番について、申請地は、大字菅沼地内、登記地目、田が1筆、登記地積466㎡です。
事業全体としては、隣接宅地を含めた499.25㎡です。

位置図は、資料No.8をご覧ください。

こちらも農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、一団の農地から分断された2種農地に該
当するものと思われま。

譲受人は、実家の周辺での事業用地を求めていたもので、実家の道路を挟んで向かいの

申請地は、最適地と判断しました。

譲受人は、父である譲渡人が所有する申請地に使用貸借権を設定し、その隣接宅地と一体で住宅1棟と物置1棟の整備を希望しています。

3番について、申請地は、大字宮内地内、登記地目、畑が1筆、登記地積124㎡です。事業全体としては、隣接宅地を含めた342㎡です。

位置図は、資料No.9をご覧ください。

こちらも農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、一団の農地から分断された農地であることから、2種農地であると考えられます。

譲受人は、実家の周辺での事業用地を求めているもので、実家に隣接する申請地は、最適地と判断しました。

譲受人は、父である譲渡人が所有する申請地に使用貸借権を設定し、その隣接宅地と一体で住宅1棟の整備を希望しています。

4番について、申請地は、錦町1丁目地内、登記地目、田が2筆、登記地積306㎡です。

位置図は、資料No.10をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、一団の農地から分断された農地であることから、2種農地に該当するものと思われます。

譲受人は、自己の住宅隣接地での用地を求めているもので、隣接する申請地は、最適地と判断しました。

譲受人は、申請地をこれまで住宅の隣接地であることから、譲渡人からの依頼で保全管理をしてきた経緯があり、この度、贈与で譲り受けて、庭兼冬季の堆雪場として宅地の拡張を希望しています。

5番について、申請地は、大字大鹿地内、登記地目、田が1筆、登記地積739㎡です。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地は、昨年8月30日開催の妙高市農業委員会総会において妙高市農業振興地域整備計画の変更について同意した案件で、同年12月25日付けで妙高市農業振興地域の農用地区域から除外された第1種農地ではありますが、地域住民の住宅で集落に接続して設置されるものであることから、許可できる案件であります。

用地の選定にあたっては、付近の農業振興地域の白地や農地以外からも選定を行いましたが、地権者の同意が得られなかったことや電線・水道管等の整備が必要である等、条件が整わず、必要面積が確保できなかったことから、当該地が選定され、適地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、住宅1棟とカーポート1棟及び格納庫1棟の整備を希望しています。

以上、5件ですが、転用計画、資金計画等の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番、5番については、担当委員が欠席のため、今ほどの事務局の説明のみとします

1番については、2番の東條 進委員、

2番については、8番の丸山 嘉之委員、

3番については、14番の霜鳥 勝範委員より、お願いいたします。

- 2番 5月8日に古川推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。
事務局の説明通りでありまして、周辺水田への農業用水についても支障は出ませんので、特段問題ないものと思われまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 8番 先日、推進委員と譲渡人、事務局とで現地確認を行いました。
詳細につきましては、事務局の説明どおりです。
周辺の状況を見ましても、特段問題ないと思えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 14番 5月12日、事務局と現地確認を行いました。
詳細につきましては、事務局の説明どおりです。
現地の状況、資金面については、特段問題ないと思えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 それでは、議案第25号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 会長 3番の方ですが、家を壊していますが、どなたも住んでいないのですか。
- 事務局 今、住んでいた方は、どちらかに転居されていて、隣接地に建て替えをし、2世帯で居住されるということです。
- 議長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議長 これより、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第25号については、許可することに決定しました。
- 議長 次に、議案第26号「農用地利用集積計画について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 9ページ 議案第26号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定3件、再設定6件で、合計9件です。
主だったものについて説明いたします。
まずは、新規分です。
権利移動の事由としては、すべて貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。
3番につきましては、今まで農地中間管理事業により農林公社を通じて、別の方と賃貸借をされていましたが、借受人が農地の状態が悪いということで、解約の申し出をされたことに伴い、新たに相対で賃貸借契約を設定するものです。
9ページ4番から10ページ9番につきましては、再設定です。
すべて賃貸借となっています。再設定ですので、特に問題はないと思われまます。
以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第26号について質疑を行います。
 質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第26号「農用地利用集積計画について」を採決します。
 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第26号については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 議案の審議については、全て終了しましたので、
 これにて第27回農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之